



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 37 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙の期日等 1
- 38 選挙長等の住所及び氏名 1
- 39 投票用紙の様式 1
- 40 選挙長にする届出等の受理場所 2
- 41 選挙公報に掲載する掲載文の紙面の大きさ等 2
- 42 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等 3
- 43 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等 3
- 44 選挙会の場所等 3
- 45 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 3
- 46 開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない 3

○ 選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 4

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

- 1 選挙の期日 令和5年4月23日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

区分	氏名	住所
選挙長	廣谷行敏	和歌山市
選挙長職務代理者	角田秀樹	和歌山市

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <p style="text-align: center;">令和五年執行 衆議院小選挙区和歌山県第一区選出議員 補欠選挙投票</p> <p style="text-align: center;">（注意）</p> <p style="text-align: center;">一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <small>和歌山県 選挙管理 委員会印</small> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="text-align: right;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点字投票</p> <p style="text-align: center;">令和五年執行</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <p style="text-align: center;">衆議院小選挙区和歌山県第一区選出議員 補欠選挙投票</p> <p style="text-align: center;">（注意）</p> <p style="text-align: center;">一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <small>和歌山県 選挙管理 委員会印</small> </div> </div>
--	---

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、あさぎ色（水色）とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和5年4月11日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和5年4月11日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和5年4月11日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 令和5年4月25日 午後2時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

23,672,400円

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙においては、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない。

令和5年4月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

選挙長告示

衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和5年4月11日

衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙
選挙長 廣 谷 行 敏

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和5年4月21日 午前10時